



厚生労働省福島労働局 発表

平成 27 年 1 月 16 日

担
当

福島労働局労働基準部監督課
監督課長 樋口 雄一
専門監督官 田村美登理
電話 024(536)4602

「働き方改革」を推進します

～本日、福島労働局に「働き方改革推進本部」を設置～

我が国では、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度の普及など、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めることが求められています。

「働き方改革」の取組については、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念にのっとり、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものです。

このため、福島労働局（局長 引地睦夫）は、本日付けで局長を本部長とする「福島労働局 働き方改革推進本部」を局内に設置し、働き方の見直しに向けた取組を強化することとしました。

《取組概要》

1 労使団体への協力要請

労働局長等が管内の事業主団体及び労働団体を訪問し、傘下企業における働き方の見直しについて協力要請を行います。

2 企業トップへの働きかけ

労働局長等が管内の主要企業を訪問し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかけます。

※ 上記 1 及び 2 のうち、主なものについては、事前に報道各社にお知らせする予定です。

3 取組事例の情報発信

長時間労働の抑制など、企業の先進的取組事例を労働局ホームページ等を通じ積極的に紹介していきます。

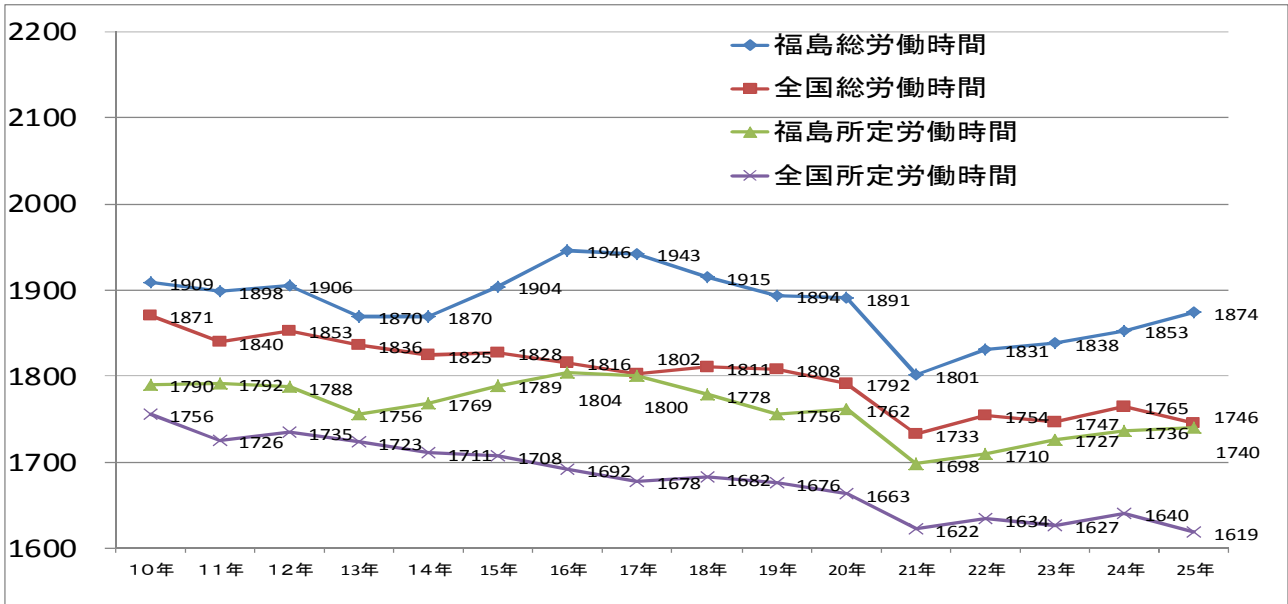
4 福島県と連携した取組

働き方改革を通じて仕事と生活の調和や生産性の向上を推進することは、地域の社会経済の維持・発展にも資するものであるため、県と連携しながら取組を進めます。

～福島県の働き方の現状～

- 1 年間総実労働時間は全国より約7パーセント多く、平成22年以降は増加傾向にある。
- 2 年次有給休暇の取得率は震災前は全国より高かったが、震災以降は低下している。

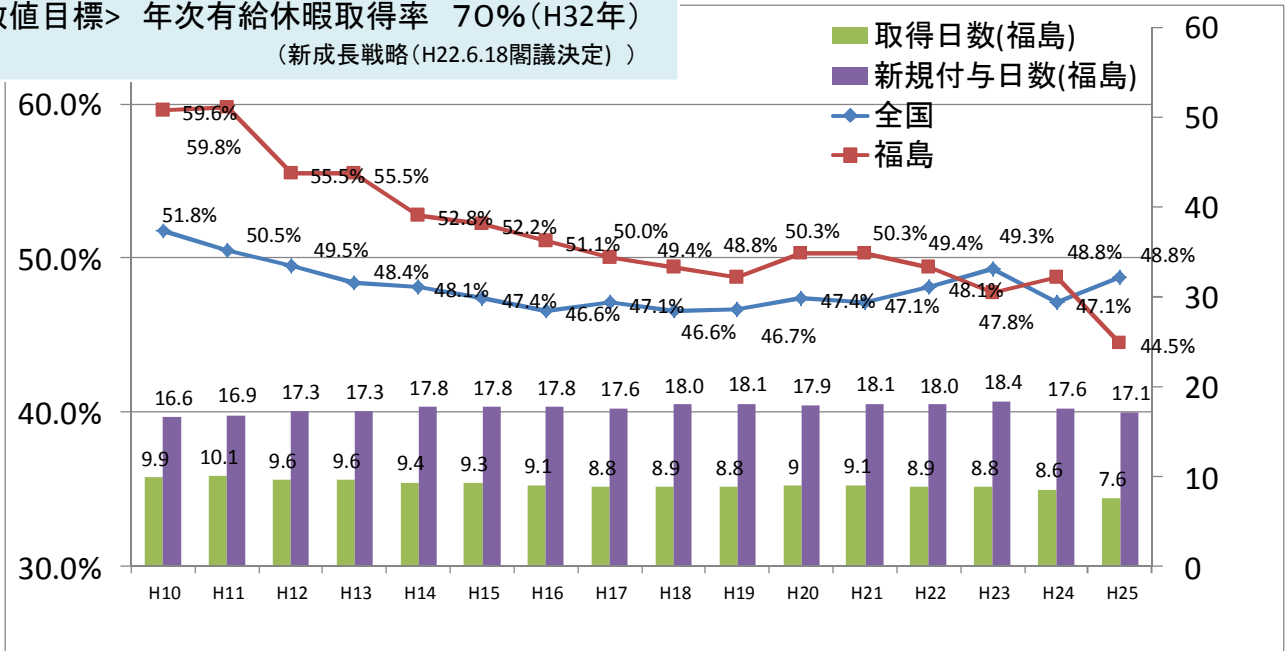
【労働者1人平均年間総実労働時間の推移】



厚生労働省「毎月勤労統計調査」(事業場規模5人以上)

【年次有給休暇の取得状況】

<数値目標> 年次有給休暇取得率 70%(H32年)
(新成長戦略(H22.6.18閣議決定))



全国:就労条件総合調査(30人以上の企業)、福島県:労働条件等実態調査(30人以上の事業所)